

「東日本CashCard-Next to You-」会員規定

1.「東日本CashCard-Next to You-」

- (1)「東日本CashCard-Next to You-」(以下「本カード」という。))とは、株式会社東日本銀行(以下「当行」という。)の普通預金のキャッシュカード機能(「東日本デビットカード規定」)に基づくデビットカード機能を含み、以下「キャッシュカード機能」という。)とライフカード株式会社(以下「ライフカード」という。)のマスターカード付クレジットカード機能(以下「クレジットカード機能」という。))をあわせもった1枚のカードのことをいいます。
- (2)クレジットカード機能の利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」という。))は、本カードの普通預金口座とするものとします。

2.(会員)

当行の定める「普通預金規定」、「総合口座取引規定」、「東日本キャッシュカード規定」、「東日本デビットカード規定」、「振込規定」および「個人情報の取扱いに関する同意条項」、ライフカードの定める「ライフマスターカード会員規約」および「個人情報の取り扱いに関する同意条項」並びに当行およびライフカード(以下「両社」という。))が定める本規定および本規定に付帯する「個人情報の取扱いに関する規約」等を承認のうえ、両社に本カードの利用を申し込み、両社が適格と認めた方を本カードの会員(以下「会員」という。))とします。

3.(本カードの貸与)

- (1)両社は、会員1名につき1枚の本カードを貸与します。会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードを使用し、管理するものとします。
- (2)本カードの所有権は両社に属し、他人に貸与・譲渡もしくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- (3)前項に違反して本カードが使用された場合、その利用代金等の支払いは、会員の責任とします。
- (4)本カードの有効期限は、両社が指定する月の月末までとし、カードの表面に印字します。
- (5)本カードの有効期限が到来する場合、ライフカードが引き続き会員として適当と認めたお客さまに新しいカードを送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども会員規定の効力が維持されるものとします。
- (6)前項の場合において、ライフカードが本カードのクレジットカード機能について有効期限の更新を承認しない場合は、クレジットカード機能とともに当行のキャッシュカード機能も、有効期限をもって終了するものとします。この場合、当該カードは会員ご本人の責任において破棄するものとします。またカード再発行等手続き中の場合を除き、当行は当該会員に対しキャッシュカード機能のみのカードを別途貸与するものとします。
- (7)本カードの発行にあたっては、当行所定の手数料をいただくことがあります。

4.(サービスの範囲)

会員は本カードを利用して次のサービスを受けることができます。

(1)普通預金(総合口座取引)の普通預金を含む。以下同じ)の預入れ

(2)普通預金の払戻し

(3)振込

(4)ライフマスターカード会員規約に基づくカードショッピングサービス(以下「ショッピングサービス」という。))

(5)ライフマスターカード会員規約に基づくカードキャッシングサービス(以下「キャッシングサービス」という。))

5.(本カードの取扱い)

- (1)会員は、普通預金の預入れ・払戻し、振込、キャッシングサービス等の取引が可能な機器(以下「自動機」という。))において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けるものとします。
- (2)会員は、本カードのデビットカード機能とクレジットカード機能のいずれの機能も使用できる加盟店で本カードを利用する場合は、本カードを提示する際にいずれの機能を使用するか当該加盟店に申し出るものとします。
- (3)本条第1項または第2項において、会員が本カードの使用方法を誤ったことに起因して不利益・損害が生じた場合は、会員がこれを負担するものとします。また、会員は、この場合の取引に基づく債務について支払義務を免れないものとします。

6.(届出事項の変更)

- (1)会員氏名、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに当行に所定の書面により届出るものと

します。この場合、当行からライフカードに変更事項を連絡し、これをもって「ライフマスターカード会員規約」に定める届出があったものとします。

- (2)前項の届出を怠ったために、両社から届出の氏名、住所にあてて通知または送付した書類等が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

- (3)会員が決済口座を変更する場合は、届出時に本カードを当行に返却するものとします。なお、これにより新たに本カードが貸与されるまでの間、会員が本カードを利用できなくなることに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

- (4)本条第1項の当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7.(クレジットカード機能の一時停止等)

- (1)会員が本規定またはライフマスターカード会員規約に違反もしくは違反している恐れがある場合には、ライフカードはクレジットカード機能を一時停止することができるものとします。

- (2)ライフカードが本条第1項によりクレジットカード機能の一時停止を行った場合およびライフマスターカード会員規約に定めるライフマスターカード会員資格の取消しを行った場合(以下「一時停止等の措置」という。))は、同時にキャッシュカード機能も利用できなくなるものとします。この場合、当行は、一時停止等の措置の対象者から申し出があった場合に限り、当該対象者に対しキャッシュカード機能のみのカードを別途貸与するものとします。

- (3)当行が本条第2項により、一時停止等の措置の対象者に対し、キャッシュカード機能のみのカードを貸与するまでの間、一時停止等の措置の対象者がキャッシュカード機能等を利用できないことに伴う不利益・損害等については、両社は責任を負わないものとします。

- (4)一時停止等の措置をとる場合、当行またはライフカードは、一時停止等の措置の対象者に事前に通知・催告等することなく、当行またはライフカードの自動機やライフカードの加盟店等を通じて本カードを回収することができるものとします。一時停止等の措置の対象者は、当行またはライフカードからカード回収の要求があったときは、異議なくこれに応じるものとします。

8.(カードの紛失、盗難等)

- (1)会員は、本カードが紛失、盗難等にあった場合は、直ちにその旨を両社に通知し、最寄の警察署に届出を行うものとします。
- (2)当行またはライフカードのいずれかに本カードの紛失、盗難等の通知があった場合、当行がキャッシュカード機能を、ライフカードがクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。
- (3)本カードの紛失、盗難等により生じた損害の処理については、会員と当行との間では「東日本キャッシングカード規定」、「東日本デビットカード規定」等を、会員とライフカードとの間では「ライフマスターカード会員規約」、「カード会員保障制度規約」等をそれぞれ適用するものとします。

9.(外国為替および外国貿易に関する諸法令等の適用)

日本国外で本カードを利用する場合、現に適用されているまたは今後適用される諸法令、諸規則などにより許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当行またはライフカードの要求に応じこれを提出するものとします。また、国外での本カード利用の制限あるいは停止に応じるものとします。

10.(合意管轄裁判所)

本規定による取引に関して会員と当行またはライフカードとの間に訴訟の必要が生じた場合には、当行本店またはライフカードの本店所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。当行またはライフカードのいずれの本社所在地の裁判所とするかは両社の選択によるものとします。

11.(準拠法)

会員と両社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

12.(規定の変更・承認)

- (1)両社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、両社のホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。

- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性

その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

- (2)両社は、あらかじめ変更後の内容を両社のホームページにおいて公表する方法または通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。

13.(規定の適用)

本規定に特段の定めのない事項については、下記規定および規約により取扱います。

- (1)当行普通預金規定
(2)総合口座取引規定
(3)東日本キャッシュカード規定
(4)東日本デビットカード規定
(5)振込規定
(6)ライフマスターカード会員規約

以上

【個人情報の取扱いに関する規約】

1.(個人情報の収集・利用・保有)

株式会社東日本銀行(以下、「当行」という。))は当行の定める「個人情報の取扱いに関する同意条項」により、ライフカード株式会社(以下、「ライフカード」という。))はライフカードの定める「個人情報の取扱いに関する同意条項」により、それぞれ申込者および会員(以下「会員等」という。))の個人情報を収集・保有・利用するものとします。

2.(当行とライフカード間の個人情報の提供)

会員等は、当行とライフカードとの間において、以下の利用目的のために、以下の範囲の会員等の個人情報が相互に照会され、または相互に提供されることについて、同意するものとします。

(1)利用目的

- 会員等の本契約を含む全ての取引における取引上の判断およびその契約後の管理、回収、権利の行使のため
- 当行またはライフカードの取扱う商品・サービスの案内および商品開発のため
- その他、会員等との取引を適切かつ円滑に履行するため

(2)個人情報の範囲

- 本申込書等に記載された氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先(お勤め先内容)、家族構成等の属性に関する情報(「東日本CashCard-Next to You-」会員規定による契約(以下「本契約」という。))の締結後に当行またはライフカードが会員から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。)
- 支払能力調査のための申告情報、クレジット利用履歴及び返済状況
- 本契約以外に当行またはライフカードと締結した契約の内容及び利用履歴等
- 運転免許証等に記載の本籍地を含む本人確認情報、当行またはライフカード取得の住民票等
- 本契約に使用する口座名義、口座番号等の口座内容
- ライフカードによる「ライフマスターカード会員」としての審査結果情報および「ライフマスターカード会員」として資格の取消し等の事実等に関する情報(ただし、その理由は除く。)
- その他当行またはライフカードとの取引内容

3.(個人情報の利用・提供の停止)

当行およびライフカードは、本規約第2条の第1項で同意いただいた利用目的のうち下記のものについては、会員等から個人情報の利用・提供の停止の申し出があった場合に、当該利用・提供を停止する措置をとります。

(申し出により利用・提供の停止を行うもの)

当行およびライフカードの宣伝物・印刷物の送付等、

営業に関する案内

(利用停止の申し出先)

株式会社東日本銀行 インフォメーションセンター
フリーダイヤル 0120-600-185
ライフカード株式会社 インフォメーションセンター
フリーコール 0120-917-894

4.(契約が不成立の場合)

本契約が不成立であっても本規約第3条に規定される場合を除き、本規約に同意いただいた個人情報の利用・提供を停止することはできません。